

朝倉市のすべての高齢者が生涯健康で、  
助け合いながら暮らせる社会の実現を目指します！

# 第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】

## 共に支え合い 健康で笑顔あふれる 安らぎの朝倉市



この計画で実施する  
事業の一部をご紹介します!!



基本目標

### 1 健康づくり・介護予防・ 生きがいづくりの推進

- 高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止の推進
- 介護予防日常生活支援総合事業の充実
- 生きがいを持って生活し、社会参加ができ、住民が相互に支え合う体制づくりの推進

#### 通所型サービスC事業

「短期集中型の通所型サービス」(4か月～6か月)



リハビリテーション専門職が関わり、機能訓練を行います。  
(要支援1.2、事業対象者の方が対象)

-1日の流れ(例)-  
自宅までの送迎・健康チェック・  
運動・脳トレ・昼食・入浴(希望者)・  
買い物リハビリなど

基本目標

### 2 高齢者を共に支える 仕組みづくりの推進

- 医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などのサービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進
- 地域包括支援センターの機能強化や包括的な支援体制の構築など、相談支援体制の充実

#### 食の自立支援事業

「配食サービス」

買い物や調理が困難な高齢者を対象に、塩分とカロリーを控えたお弁当(昼食・夕食)をお届けします。  
あわせて、安否確認も行います。



#### 生活支援体制整備事業

「あったらいいなを地域で形にする」



困りごとを抱えた高齢者や地域の方を地域で助け合い支え合う事業です。

- ・ 買い物サロン
- ・ コミュニティ食堂
- ・ コミュニティカフェ
- ・ おたすけ隊

#### 認知症高齢者等への支援事業

「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」



認知症に関する知識や理解を深め、認知症の人やその家族を支援します。

- ・ 認知症カフェ
- ・ 認知症サポーター養成講座
- ・ 相談窓口の周知

基本目標

### 3 高齢者を支えるサービス 基盤の充実・強化

- 高齢者福祉サービスや介護サービスの充実とそれを支える人材確保
- 介護サービス提供基盤の充実と持続可能な介護保険制度の実現

#### 介護人材確保事業

「介護保険サービスの安定的な提供」

介護のしごとの魅力ややりがいを発信し、介護職への興味や理解を深め、受講料や家賃の補助を行い介護保険サービスを担う人材を確保します。

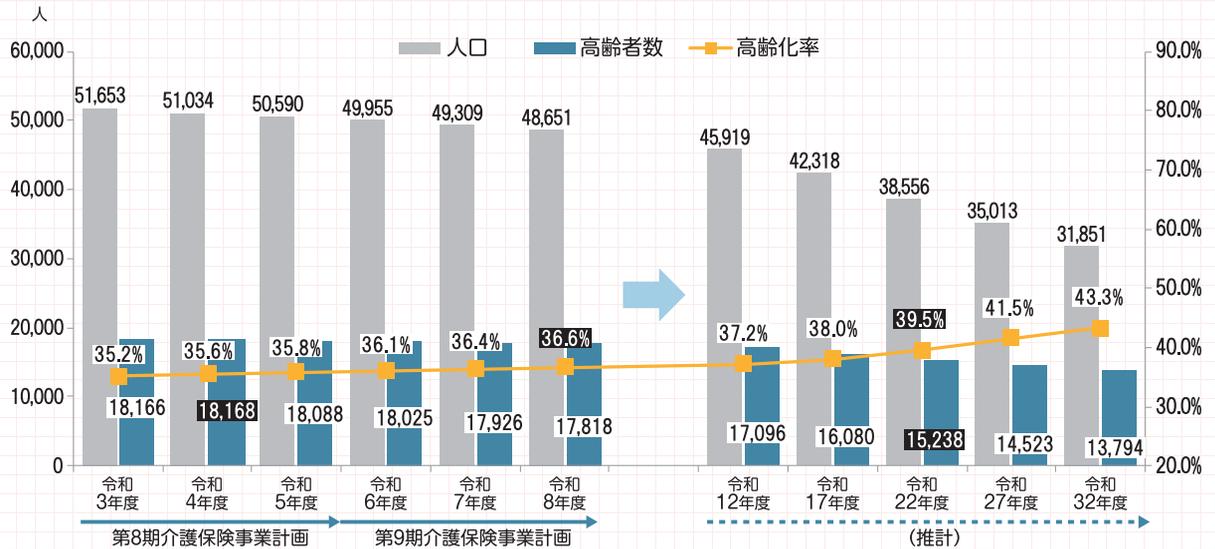
- ・ 介護のしごとの魅力発信
- ・ 介護の入門資格の受講料補助
- ・ 介護職への家賃補助(最大1年間)



## 朝倉市の現状と将来の姿

朝倉市の人口は、減少が続くと見込まれます。高齢者数は令和4年度の18,168人をピークに、その後減少すると見込まれますが、人口減少に伴い、高齢化率は微増を続け、令和8年度の高齢化率は36.6%と推測されます。さらに、令和22年度の高齢者数は15,238人、高齢化率は39.5%まで上昇すると見込まれます。

## 朝倉市の人口及び第1号被保険者数（高齢者数）の推移・将来推計



資料：令和3年度～令和5年度は住民基本台帳による実績値（各年度9月末）  
令和6年度以降は、住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計値

## 第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の介護保険料

第8期 月額 6,000円 ⇒ 第9期 月額 5,800円

所得段階	区分	対象者	基準額に対する割合	保険料年額（月額）	
第1段階	世帯全員の市民税が非課税	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税者で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	基準額×0.285	19,836円（1,653円）	
			基準額×0.455（軽減措置前）	31,668円（2,639円）	
第2段階		市民税世帯非課税者で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.430	29,928円（2,494円）	
			基準額×0.630（軽減措置前）	43,848円（3,654円）	
第3段階		市民税世帯非課税者で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超	基準額×0.685	47,676円（3,973円）	
			基準額×0.690（軽減措置前）	48,024円（4,002円）	
第4段階		税本人の非課税	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	基準額×0.83	57,768円（4,814円）
第5段階（基準）			本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超	基準額×1.00	69,600円（5,800円）
第6段階		本人の市民税が課税	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が80万円未満	基準額×1.10	76,560円（6,380円）
第7段階			本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満	基準額×1.20	83,520円（6,960円）
第8段階			本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	90,480円（7,540円）
第9段階			本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	104,400円（8,700円）
第10段階			本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.70	118,320円（9,860円）
第11段階			本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.90	132,240円（11,020円）
第12段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満		基準額×2.10	146,160円（12,180円）	
第13段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満		基準額×2.30	160,080円（13,340円）	
第14段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.40	167,040円（13,920円）		

★計画全文は朝倉市ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.asakura.lg.jp/> 朝倉市トップページ>健康・医療・福祉>高齢者支援  
<計画に関するお問い合わせ先> 朝倉市役所介護サービス課 電話：0946-28-7586

